

# 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策推進連絡協議会 規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は愛媛県新型コロナウイルス感染症対策推進連絡協議会（通称 愛媛新型コロナ対策チーム「ドットアイ」）とする。

### (事務局)

第2条 本会は事務局を愛媛県松山市味酒町3丁目9番地 いしいともえ事務所内に置く。

### (目的)

第3条 本会は、愛媛県における新型コロナウイルス感染症感染拡大を受け、県民、報道、行政、議会、医療機関、各関係事業所の提携による綿密な連携を高め、現場レベルでの綿密な連携体制の強化を図り、明るく、住みよい地域社会を担保すると共に、未来創造型社会の形成を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 愛媛県に対する指導、助言をとおした効果的政策の推進。
- (2) 各関係機関との連携及び調査活動の推進。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

## 第2章 組織

### (委員)

第5条 本会に、理事および監事を置く。

- (1) 理事は、愛媛県新型コロナウイルス感染症対策推進連絡協議会の運営にあたる。
- (2) 監事は、本会の会計及び事務事業の執行状況を監査する。

### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表理事1名
- (2) 理事若干名

- (3) 監事 1 名
- (4) 事務局長 1 名

(職務)

- 第7条 代表理事は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
- 2 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたとき、その職務を代行する。
  - 3 事務局長は、本会の事務事業を統括する。
  - 4 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は、本会の解散までとする。

### 第3章 会計

(経費)

第9条 本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 抱出金
- (2) 補助金・助成金
- (3) 寄付金・協賛金
- (4) その他の収入

(会計期間)

第10条 本会における会計の始期は令和2年5月21日とし、終期は解散までとする。

2 本会の会計に関し、必要な事項は、代表理事が別に定める。

### 第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は総会役員会及び懇談会とする。

第12条 総会は毎年1回これを開催する。ただし理事が特に必要と認めた時は臨時に開催する。

第13条 役員会は理事が必要と認めた時に開催する。

第14条 協議会は理事が必要と認めた時に開催する。

第15条 本会における会議等は、総務省が推奨するICT利活用の推進を受け、Web会議システムにて実施することを基本とする。

## **第5章 解散**

(解散)

第16条 本会は、第3条に掲げた目的を達成した時点で解散する。

## **第6章 補則**

(その他必要な事項)

第17条 この規約に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事が別に定める。

附 則 この規約は、2020年5月21日から施行する。